

洞 爺 湖 町 議 会 令 和 5 年 6 月 会 議

議 事 日 程 (第 3 号)

令和 5 年 6 月 1 9 日 (月曜日) 午前 1 0 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 報告第 4 号 令和 4 年度虻田郡洞爺湖町一般会計繰越明許費繰越額の報告について
- 日程第 3 報告第 5 号 令和 4 年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越額の報告について
- 日程第 4 議案第 2 号 洞爺湖町教育行政審議会条例の制定について
- 日程第 5 議案第 3 号 機構改革に伴う関係条例の整備について
- 日程第 6 議案第 4 号 洞爺湖町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 5 号 財産の取得について (除雪ドーザ)
- 日程第 8 議案第 6 号 令和 5 年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 9 議案第 7 号 令和 5 年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 1 0 議案第 8 号 令和 5 年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 1 1 議案第 9 号 令和 5 年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 1 2 議案第 1 0 号 令和 5 年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 1 3 意見書案第 1 号 学校給食の無償化を求める意見書 (案) について
- 日程第 1 4 意見書案第 2 号 核兵器禁止条約への参加・署名・批准を行うことを求める意見書 (案) について
- 日程第 1 5 意見書案第 3 号 学校における教員不足と長時間過密労働解消のために、基礎定数改善による正規教員増を求める意見書 (案) について
- 日程第 1 6 承認第 1 号 議員の派遣について

本日の会議に付した事件

日程第 1 ~ 日程第 1 6 まで議事日程に同じ

出席議員 (1 2 名)

1 番	石 川 邦 子 君	2 番	小 林 真 奈 美 君
3 番	千 葉 薫 君	4 番	五 十 嵐 篤 雄 君

5番	今野幸子君	6番	室田崇行君
7番	大屋治君	8番	大久保富士子君
9番	越前谷邦夫君	10番	石川諭君
11番	板垣正人君	12番	大西智君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	下道英明君	副町長	八反田稔君
総務部長	高橋秀明君	経済部長	若木涉君
洞爺総合支所長	佐野大次君	経済部長次	原信也君
総務課長	野呂圭一君	企画防災課長	佐々木勉君
税務財政課長	藤岡孝弘君	住民課長	後藤和郎君
健康福祉課長	高橋憲史君	健康福祉センター長	末永弘幸君
観光振興課長兼ゾオパーク推進課長	田仁孝志君	建設課長	篠原哲也君
環境課長	仙波貴樹君	上下水道課長	細江幸恵君
庶務課長	兼村憲三君	農業振興課長	片岸昭弘君

会計 管理 者	金子 真優美 君	教育長 渋川 賢一 君
管理課長	高橋 謙介 君	社会教育 課参事 角田 隆志 君
社会教育 課長	原 美夏 君	代表監査 委員 山口 芳行 君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	佐藤 久志	書記 阿部 はるか
庶務係	木村 暁美	

◎開議の宣告

○議長（大西 智君） 皆さん、おはようございます。

現在の出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名について

○議長（大西 智君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、5番、今野議員、6番、室田議員を指名いたします。

◎報告第4号の上程、説明、質疑

○議長（大西 智君） 日程第2、報告第4号令和4年度虻田郡洞爺湖町一般会計繰越明許費繰越額の報告についてを議題といたします。

報告の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田稔君） それでは、議案書の1ページをお開きください。

報告第4号令和4年度虻田郡洞爺湖町一般会計繰越明許費繰越額の報告についてでございます。

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、令和4年度虻田郡洞爺湖町一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、報告するものでございます。

次のページをお開きください。

二つの事業を繰越明許費として令和5年度に繰り越してございます。

初めに、7款商工費2項観光費中島・湖の森博物館管理運営事業でございます。洞爺湖中島の園地整備にかかわる工事費で、4,620万円のうち、コロナにより部品調達の遅れがあったことから、3,070万円を翌年度に繰り越すものでございます。

次に、14款1項新型コロナウイルス感染症対策費、観光支援対策事業でございます。宿泊割引事業補助金として、いわゆるとうや湖割でございますが、5,808万9,000円のうち、令和4年3月で追加補正しました2,150万円を翌年度に繰り越すものでございます。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（大西 智君） 説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第4号令和4年度虻田郡洞爺湖町一般会計繰越明許費繰越額の報告について

の報告を終わります。

◎報告第5号の上程、報告、質疑

○議長（大西 智君） 日程第3、報告第5号令和4年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越額の報告についてを議題といたします。

報告の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田稔君） それでは、3ページをお開きください。

報告第5号令和4年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越額の報告についてでございます。

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、令和4年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので報告するものでございます。

次の4ページをお開きください。

1款公共下水道費2項下水道建設費、虻田終末処理場ほか改築更新事業でございます。令和4年の6月17日付けで、日本下水道事業団と工事委託協定を締結しました。令和4年度事業費1億円のうち、前払金2,300万円を除きました7,700万円を翌年度に繰り越すものでございます。この繰り越しの要因でございますが、機械設備工事における急激な建設資材の高騰や設計の見直しなどに時間を要したこと、それから入札が不調に終わったことによるものでございます。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（大西 智君） 説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

1番、石川邦子議員。

○1番（石川邦子君） ただいまの公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越額の報告の案件でございます。副町長のただいま説明をいただきました。機械設備工事における急激な建設資材の高騰や予算措置、設計見直しに時間を要した云々のことでございます。下水道事業団の委託事業であり、補助事業であること承知をしております。道内において、資材の高騰のみならず、その資材のそのものが入ってこないということで、公共事業についても工事を中断せざるを得ないですとか、自治体においては増額補正をしなければ工事が進まない、そういった状況があるようでございます。

今後についてでございますが、下水道事業団からどのような説明を受けているのでしょうか。この先の予定についてお伺いしたいと思います。

また、この事業、2か年の事業ということで、令和4年、令和5年予算を計上しているものでございます。令和5年度についても、億単位の予算が計上されているという状況でございますので、この部分についても先送りされる予定なのでしょうか。現時点の状況で構いませんので、どのような説明を受けているのかお答え願います。

○上下水道課長（細江幸恵君） それでは、現時点において、日本下水道事業団より説明を受けております内容及び令和5年度の状況についてご説明させていただきます。

日本下水道事業団と令和4年度から令和5年度の2か年事業で5億140万円の工事委託協定を締結してございます下水道事業施設の改築更新事業でございますが、電気設備工事については、昨年12月に1億8,150万円で契約してございますが、機械設備工事につきましては、二度の入札不調により未契約となっております。入札不調の主な要因については、先ほど副町長からの報告のとおり、建設資材の急激な高騰であることから、現在、日本下水道事業団において、事業者へのヒヤリング及び機器更新施設の設計精査を行っているとの報告を受けてございます。

今後の予定でございますが、日本下水道事業団からは本年8月に三度目の入札を行うということで準備を進めているとの報告を受けてございます。また、令和5年度の事業費4億140万円につきましては、現在において機械設備工事が未契約であることから、未確定ではございますが、令和6年度への明許繰越を含め、協議が必要と考えてございます。

今後につきましては、本会議及び委員会等の場で予算の執行予定や事業の進捗状況についてご説明をさせていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 1番、石川邦子議員。

○1番（石川邦子君） こういった件、洞爺湖町だけではなく、多分あちこちの自治体でこういった状況に陥っているところもあるのではないかと考えております。先ほど8月にもう一度入札ということでございます。今度は不調になるのかどうなのか、ちょっと分かりませんですし、今後やはり下水道事業団との連絡を密にいただきまして、予定している金額のなるべく範囲内で事業が、更新事業、速やかに行われるよう、働きかけをしていただきたい、そう思っております。

以上です。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

以上で、報告第5号令和4年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越額の報告についての報告を終わります。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第4、議案第2号洞爺湖町教育行政審議会条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田稔君） それでは、議案書の5ページをお開きください。

議案第2号洞爺湖町教育行政審議会条例の制定についてでございます。

洞爺湖町教育行政審議会条例を次のように定めるものでございます。

まず、条例制定の趣旨でございますが、教育委員会所管の事務事業の遂行に当たり、様々なニーズに迅速に対応するため、教育委員の諮問により、教育諸課題に対しまして、各有識者の方々に調査、審議していただき、答申をいただくことで教育行政に広く地域の意見を反映したものにするために、洞爺湖町教育行政審議会を設置するものであります。

内容について説明させていただきます。

まず、第1条は目的でございます。これにつきましては、教育課題やニーズに迅速にするため設置するものと規定しております。

第2条は、所掌事項でございます。審議会は教育委員会からの諮問に応じ、必要な調査及び審議を行い、答申することなどを定めたところでございます。

第3条は、教育委員会の責務でございます。広く町民のニーズを聞くこと、また、答申を尊重することなどを定めております。

第4条につきましては、組織でございます。審議会の委員は25人以内で構成し、関係団体等について定めております。

次に、6ページになります。

第5条でございますが、ここは委員会の委員の任期でございます。任期は3年と定めております。また、第5項には委員の守秘義務なども定めております。

第6条でございますが、正副会長会議に関する規定を定めたものでございます。

第7条は、会に運営に関する規定事項を定めております。

第8条は、専門部会、第9条は、庶務、第10条は、委任事項を定めたものでございます。

7ページになりますが、附則でございます。

第1項は、施行期日でございますが、この条例は、令和5年7月1日から施行するものと定めております。また、第2項につきましては、経過措置でございます。この条例の施行後、最初の会議は教育委員会が招集することを定めたところでございます。

以上、ご審議賜りますよう、よろしくお願いたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、今野議員。

○5番（今野幸子君） まず、審議会、25人以内で構成とあります。その中に、1、2、3、4、5、6と、こういった人を任命するという中に公募というのがあります。公募によるものというのがありますが、この人数配分って分かるのか。また、7月1日から施行になるということで、もう6月も中過ぎ、私が見逃したのかどうか分かりませんが、もう公募はされたのでしょうか。

それと、教育委員会にあっては広く町民の意見等を聞くよう努めなければならないと、こ

ここに書かれています、選ばれたその人、個人個人で意見を聞くのか、意見の聞き方、広く聞くという、その聞き方はどのようなものになっていくのか。

それから、教育に関することも十分あるので、大変難しいことがあると思いますが、迅速に対応するというはとても大切なのですけれども、本当にじっくり考えた上というのも大切なこととなりますけれども、その点をどのように考えていますか。

○議長（大西 智君） 高橋管理課長。

○管理課長（高橋謙介君） まず、1点目の審議会、25人以内の第1号から第6号までの人数配分等についてといった部分でございます。こちらの第1号から第6号の人数配分とか、どういったような方になるかというような構成につきましては、条例可決後に教育委員会議にかけて決めていくというような予定で考えてございます。

また、2番目の質問のもう公募はされたのかといった部分でございますが、公募につきましては、この条例が7月1日に施行されますので、その後に教育委員会の条例施行規則等で公募のルール等も定めて、これから公募していくというようなことを予定してございます。

あと3点目の広く町民の意見を聞くという部分でございます。これは教育行政審議会委員が聞くというような場合もあろうかとは思いますが、一般的には昨年度教育委員会等で地域別教育懇談会とか、そのような形でいろいろな場面で教育委員会が行って、地域の方々のお話を聞いたというようなことをやっております。そういったようなイメージを考えているところでございます。

あと4点目の迅速に対応というような部分に対して、一方ではじっくり考えなければならないというような部分でございますけれども、議員おっしゃるとおり、そういったような中には案件があろうかと思っておりますけれども、審議の土台に上げるためには、いろいろな部分の町民の意見等を聞いて、どのくらいの時間をかけて、どういったようなことを考えていかなければならないのかということに対応していくというような形も必要かなと思っております。当然案件によっては迅速に答えを出すというようなことではなくて、手続的にいろいろな条件を探し当てたり、いろいろな部分のニーズを迅速に聞き取って、じっくり考えていくというようなことも場合にはあるかなと考えているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

2番、小林議員。

○2番（小林真奈美君） また何点か質問させてください。

今野議員の質問されたことも、私も実は思っていたところで、今答弁があったところ、ぜひそのように進めていただければと思っておりますが、例えば、やはり委員のメンバー構成なのですけれども、これを見ていくと、学校教育関係者、多分町内の小中学校五つあるので5人かなと。それから、社会教育関係者、地域ごとにあるのかなと思っております大体5人くらいかなと。保護者も各学校から代表を募れば5人くらいかなと。教育について優れた見識を有する者というのは何名になるか分からないのですけれども。そうなると、公募による人数と

というのが1人なのかな、2人なのかなというような形になっていくと思うのですが、先ほど課長が答弁されたように、やはり広く町民の意見を聞くように努めるためには、今までやってきた地域で説明会を行って、町民の意見からいろいろな要望を聞くということを大事にしてほしいし、それからもう一つ、公募によるという人数も、やはりほかとのバランスも考えて、1人や2人だとちょっと少ないのかなとも思うので、なるべくここで決定した後、7月1日から具体的に進められると思うのですが、そういう公募についても広く周知をしていただく、それから募集期間も十分な募集期間を取って、進めて、委員のメンバー構成については進めていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

それと、次質問なのですが、町民への周知の方法、どう考えているかということと、審議会の内容、これの公開については考えていますかということをお聞きしたいのですが、お願いします。

○議長（大西 智君） 高橋管理課長。

○管理課長（高橋謙介君） 町民への周知の方法といった部分で、公募の周知につきましては、この後教育委員会議のほうでも諮って決めようと思っておりますが、町内回覧、ホームページ、その他いろいろな媒体を使って、広く皆さんに行きわたるような形で周知をしていきたいと考えてございます。

それと審議会の公開につきましては、基本的には会議の公開といううちの規則もございしますので、公開はしていくという形を考えているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

9番、越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 今、お二方から質問されたので、おおむね理解したところでありますけれども、ただ今まで旅費だとか日当の発生する各審議会の中では、25名というのは非常に多いのと、そういう思いを持っておりますが、ただ、広く町民の声を聞くということを考えれば、それなりの人数なのかなという気がします。ただ、今メンバーの構成なども答弁を聞いてなるほどなと思っておりますけれども、教育委員会との、教育委員との兼ね合いというのは、どこで線引きされるのかなということがちょっと気になるのです。教育委員会委員との兼ね合いと言いましょか、どこで線引きをされて、そしてどこで決定権を持つのかなというのも、ちょっと気になるものですから、その辺伺っておきたいなと。

○議長（大西 智君） 高橋管理課長。

○管理課長（高橋謙介君） 教育委員さんとの、この行政審議会との関係でございましてけれども、教育委員会議というのは、教育委員会の中での議決機関というような位置づけになってございます。それで広く町民からいろいろなニーズを聞いた上で、一定方向を教育委員会として示していくということが出てくるのですが、教育委員会として議決する前に、この行政審議会のほうに諮問して、そこでいろいろな方々のご意見を踏まえて、有識者の意見を聞いた上で、その答申をもって、また改めて教育委員会議で議決をしていくというような

形での役割を考えているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 9番、越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 日当とか旅費とか発生するので、委員の数が25名というのは多いのではないのかなと、各審議会のメンバーからいけば、その辺もちょっともう一度お願いしたいなと思います。

今、当然なことに、教育委員会でいろいろなことの決定権を持つというのは当然なことだと思うのですが、ただ、ここで今条例を制定して審議する内容等々を、よほどでなかったらこれは否決ということにはならないのではないかなと気がするのです。したがって、今までの教育委員というのはどういう権限を、今までどおりとは言いますけれども、どうもその辺が、ちょっと兼ね合いと言いましょか、決定権の決議の在り方というのがちょっと懸念される部分、危惧される部分あるものですから、もう一度、教育長のほうからでも答弁お願いします。

○議長（大西 智君） 渋川教育長。

○教育長（渋川賢一君） 教育委員さんと、この審議会とのかかわりという部分についてでございますけれども、教育委員会制度というのが平成26年に地方教育行政の組織及び運営の在り方に関する法律というのが実は改正されまして、その中において、教育長も含めてといったようなことで、全部で5人といったような形で教育委員会が構成されているといったような形になっております。その中で大きな考え方として、一つは、いわゆる首長部局からの議決の独立性といった部分が一つあります。それともう一つについては、レイマン・コントロールの部分です。何と云うのでしょうか、地域住民の声をきちんと反映させていくといったような部分の独立性が求められるということ。それと教育委員会については5人の合議制であるという、ここの大きな三つが示されているところでございます。

そういった中で、やはり、昨今、教育的な問題についてはいろいろと大きな部分が出てきているかなと思っております。例えば、新型コロナにおいて、ギガスクール構想と言うのでしょうか、そういったものが入ってきて、デジタル化が非常に教育の中では進んできているといったようなこともございます。また、当町においても教育委員会として今、小中一貫教育、この当たりも検討して進めていけたらなと考えているところでございます。そういったような、大きな方向性を考えていくときに、やはり教育委員さんとしてもいろいろな町民のニーズも踏まえていかなければならないですし、当然専門家の方の意見もほしいといったような部分も当然出てくるかなと思っております。そうしたときに、今回のこの諮問機関を位置づけることによって、町民の多くの方々のご意見も伺えますし、また、専門家としてのご意見もいただけるといったような中で、教育委員会議の中での議論の深まりといったような部分がここのところで得られるのではないかなと思っております。

町の方向性を決めていく大事な議決といったようなことにもなりかねませんので、その当たりにいろいろな示唆をいただける、または教育委員として逆に諮問して、さらにここの部

分もう少し深めてほしいといったような部分も、当然この後出てくるかなと思っているところでございます。お互いにそのこの当たりのところ、最終的な結論に至るまでの過程の中で様々なご示唆、ご助言、そういったものもいただけると。また、地域住民の声も反映させていくことができるということから、このたび、この条例についての制定をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 9番、越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 今、教育長が述べられたことは十分理解はできるのだけれども、ただ26年に改正されて10年たっていますよね。10年目で、ここへきて制定するという事は、何か大きな意義があるのですか。

○議長（大西 智君） 渋川教育長。

○教育長（渋川賢一君） 私も昨年、教育長に就任させていただきまして、実は明日でちょうど丸1年になるといったようなところでございます。1年間、この町で教育行政をさせていただいた中で、やはりいろいろな町民のニーズを私も把握したいと考えております。そうしたときに地域教育懇談会、そういったものも昨年度は三度ほど開かせていただきました。しかしながら、なかなか町民の方の、私たちの宣伝の仕方も悪かったという部分はあるのですけれども、いろいろなご意見を多数いただくということについては、まだまだ不十分だったかなと感じているところでございます。そうした中で、大きな、やはり舵取りをしていかなければならないような時期にも今なってきているかなと思っております。その中で、この教育審議会の条例をつくっていただく中で、きちんとした形の中で専門家の方のご意見ですとか、また町民の意見をしっかりと吸い上げていく、そういったような一つ機会を設けられたらなということで、このたびこのような形でご提案をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 高橋管理課長。

○管理課長（高橋謙介君） 日当の関係で25人は多いのではないかと質問でございます。25人全員でいろいろ毎回審議するというような予定はしておりませんで、最初の諮問のときは25人いるかと思うのですけれども、その後具体的な審議については専門部会という部会を設置して、そちらのほうで人数を少なくして審議していくというような形で考えております。

以上です。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

4番、五十嵐議員。

○4番（五十嵐篤雄君） この教育行政審議会を発足させたいということの条例の提案でございます。恐らく教育委員会の中での内部の協議の結果、審議会を持ちたいという結論で、今日このように提案されているのかなと思います。

そこで、私はあっているとは思っていますけれども、個人的には、7月1日施行という

この条例でございます。当然、この審議会をつくりたいということで、頭の中にはほぼほぼどういふことを審議していただくかという構想はあると思います。正式にはいろいろな形で委員が決まり、それから教育委員会の中で何を諮問するかというものがはっきり決まって、それが正式な案件になるのだらうと思いますけれども、今の現段階で、公式ではありませんが、こういうことをしたいのだということでこの条例を定めるのだということが、差し支えなくお話できるのであれば、どういふことを考えているか、今の段階で、これを教えていただきたいということと、1回目がどのくらいの時期に立ち上がるのか、その辺のスケジュールも大体このくらいにはしたいということがあれば、それも教えていただきたいということ。

それから、これはお願いになるかもしれませんが、3年間の任期ということで、3年かけてやるとかということにはならないとは思いますが、案件によっては短期間できちんと答申をしていただくという案件も必要でしょうし、ものによつたら1年であるとか、1年半かけて、このビジョンとか何かはそうなるかもしれませんが、そういう期間の使い方ということもあるかもしれません。その辺は案件によって期間をしっかりと定めて、きちんとした結論が出せるような審議会にさせていただきたいと、これはお願いです。

○議長（大西 智君） 高橋管理課長。

○管理課長（高橋謙介君） 現在、諮問していただく内容というのは、議員おっしゃるとおり教育委員会議にかけてからというようなことでございますけれども、ただ、今教育委員会の事務方といたしましては、虻田中学校を含めた教育施設の在り方や小中一貫教育の導入、部活動の地域移行、さらには児童生徒の学力向上や虻田高校の存続など、大きな課題が山積みとなっており、どれもが早急な対応が必要だと考えてございます。それらの課題の中から教育委員会議に諮って、具体的にどのような事項を諮問するか決めていきたいと考えているところでございます。

あと、二つ目の質問で、1回目の会議の時期でございますけれども、現段階の予定では9月の下旬あたりを1回目という形で考えております。

3番目の要望でございますが、案件によってはスピーディーに、またはじっくりやるというような形はしっかりと対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

11番、板垣議員。

○11番（板垣正人君） 確認でございます。この条例に対して反対するものではありませんが、今課長のほうからいろいろ審議する内容ありましたけれども、確認です。今大変問題、話題になっている保育所の合築の問題ですが、その件は、7月1日から一応発足するということなので、年内近いうちにまた会議あると思うのですけれども、それに対して保育所というのは審議の内容に入るのか入らないのか。今回の議会の中でも随分話題になっておりますし、反対、賛成とかいろいろ来ています。その中でも25名の審議会、広く町民ということになる

と、この中の一部当てはまるのかなと思っておりますので、その辺は確認です。どのように審議会に審議かけてもらうのか、かけないのか、その辺の確認だけしたいと思います。

○議長（大西 智君） 高橋管理課長。

○管理課長（高橋謙介君） 保育所の合築を教育行政審議会のほうに諮問するというようなことは、今のところちょっと私どものほうでは考えていないところです。

以上です。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第2号洞爺湖町教育行政審議会条例の制定についてを採決いたします。お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号洞爺湖町教育行政審議会条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第5、議案第3号機構改革に伴う関係条例の整備についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田稔君） 議案書の8ページをお開きください。

議案第3号機構改革に伴う関係条例の整備についてでございます。

機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例を、次のように定めるものでございます。

まず、本条例の趣旨でございますが、行政組織機構を機能的に改変し、また新たな行政課題の解決を図り、町民のニーズを的確に捉え、政策の実現と町民に分かりやすい効率的な組織体制とするため、関係する条例を一括して改正するものでございます。

それでは、説明をさせていただきます。議案説明資料をお開きください。1ページになります。

第1条関係の洞爺湖町行政組織条例の新旧対照表でございます。第1条の内部組織の設置でございますが、このたびの機構改革に伴いまして、洞爺総合支所を地方自治法に基づく洞爺地区を総合的に分所をする支所とすることから、第3号の洞爺総合支所を削除しております。

次に、第2条でございますが、分掌事務におきましては、1ページから2ページにかけまして記載しております。総務部と経済部それぞれの事務分掌の改変、既存事務の文言の見直しと記載順序の変更をしております。

特に、まず総務部でございますが、第9号に移住・定住に関するものを経済部から移管し、第20号にはこれまでの教育委員会に事務委任をしておりました保育事務を子育て支援及び児童福祉に関することに一元化することとしております。

それから、経済部におきましては、第8号にこれまで総合支所の事務分掌としておりました農業、林業、畜産業に関するものを移管しております。

また、第8条の改正と同様に、3ページの総合支所に関する規定を削除しております。

次、4ページをお開き願いたいと思います。

第2条関係の洞爺湖町出張所設置条例の新旧対照表になります。現行では、出張所として洞爺湖温泉支所のみを規定しておりましたが、このたびの機構改革により支所を置くこととし、本条例の題名を洞爺湖町支所及び出張所設置条例に改めまして、第2条に支所として洞爺地区を所管とする総合支所の規定を加え、以降、条項の順次繰り下げをすることとしております。

次に5ページになります。

第3条関係の洞爺湖町職員定数条例の新旧対照表になります。

第2条でございますが、職員の定数において各部局の定数を定めており、このたびの機構改革によりまして、保育事務に関する職員の異動が生じたことから、第1項2号の町長の事務部局の職員を110人から146人に改め、第6号の教育委員会の事務局、事務局所管の学校等の職員を70人から30人に改めるものでございます。

また、第7号では水道事業の企業職員を6名としておりましたが、下水道事業及び簡易水道事業の公営企業会計への移行に伴いまして、第7号を公営企業職員10人とするものでございます。

それから下段になります。

第4条関係でございますが、洞爺湖町学校給食センター条例の新旧対照表でございます。

現在は教育委員会に学校給食センターを課として設置しておりましたが、このたびの機構改革により、管理課において給食センターを管理運営することとしたため、第4条の職員配置に関する規定を見直すものでございます。

現行では、学校給食センターに所長を置くこととしておりましたが、改正後は給食センターに必要な職員を置くということで改めたものでございます。

次に6ページをお開き願いたいと思います。

第5条関係でございますが、洞爺湖町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に平等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の新旧対照表でございます。

ここでは、第5条で附属機関への特定個人情報の提供について規定しておりますが、現行

では、9ページになりますけれども、別表3に教育委員会に対して保育事務に必要な情報の提供を可能とすることを定めておりましたが、保育事務が教育委員会から町長部局に移管されることから、この第5条と併せて別表第3を削ることとし、第6条を第5条に繰り上げするものでございます。

そのほかに、別表第1及び別表第2では、独自の利用事務の対象となる事務及び内容に関して規定しておりますけれども、文言の整理と、それから子育て応援住宅、それから定住促進住宅に関する規定を加えたものでございます。

議案書の10ページに戻っていただきたいと思えます。

附則でございます。

この第1項の施行期日につきましては、令和5年10月1日に施行するものでございます。

また、11ページでございますが、経過措置として、この条例の施行日前に従前の条例及び規則の規定により行われた処分、手続及びその他の行為は、改正後の条例及び規則の相当の規定によりなされた処分、手続及びその他の行為とみなすものでございます。

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

9番、越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） この洞爺湖町の機構改革というのは、私は反対するものではありません。ただ、時代の流れとか住民のニーズというものが多種多様化しておりますから、やはり機構改革をしながら、住民等々に応えていく、あるいはまた機能の強化を図るというのは当然やらなければならないと思いますので、そういった意味では、反対するものではありませんが、何かこの、ちょっとやってみただけでも、この辺がちょっといまいちだなど思うところは、その都度改正をしていくという、そういうことでなければならないだろうと思うのですが、ただ一つだけちょっと確認させてもらいたいのですが、今洞爺湖町では第2期まちづくりを進めているわけでありませうね。総合計画を進めていると。そういった中において、総務部の10番をちょっと見ると、あれ、待てよと思ったのがあるのです。町政の総合計画だとか、調査及び調整に関することということになっているのですが、ここで言う町政の総合計画だとか、調査とか、あるいはまた調整というのは何を意味しているのか、この1点だけお聞かせください。

○議長（大西 智君） 高橋総務部長。

○総務部長（高橋秀明君） ただいまのご質問でございます。

町政の総合計画というものはまちづくり総合計画のことを申しているところでございます。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

9番、越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） ちょっと今、部長、聞き取れなかったもので、もう一度お願いします。

○議長（大西 智君） 高橋総務部長。

○総務部長（高橋秀明君） （10番）の町政の総合計画と言いますのは、まちづくり総合計画のことを言います。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

4番、五十嵐議員。

○4番（五十嵐篤雄君） 今、越前谷議員もおっしゃったように、この組織云々というのは、町長が行政執行する上で効率のよい組織をつくる、これは当たり前のことだと思いますので、組織そのものについて異議を唱えるものではございませんが、ただこの条例を改正するというのは、10月1日の組織をもう認めるということにつながりますので、私は認めてもいいと思っていますけれども、細かい部分については、9月か何かの一般質問でまたさせていただこうと思いますが、とりあえずこの条例の中でちょっと気がついたり、思ったというか聞いておきたいことがございましたので、今質問させていただきますけれども、経済部、総務部ということで、総合支所というのが部のレベルだったものを、自治法の関係なのか知りませんが、総合支所という分を除いて、割愛して、新しく出張所ということで、別なところに記載したというような形になっていますけれども、それぞれの委員会に説明されたときに、職務分掌のところは赤線で空白になっていたりして、すごく分かりやすい資料をいただいたので、どこがどう移って、どの分掌がどう直ったかというのがすごく分かりよくなっていますのですが、この組織の改変案の中で、総合支所の部分が、この下ずっといくと3部になっているのです。これ、けちをつけるわけではないですが、部ではないのです、もう。新しく。それが3部となっている、位置づけはここに支所長という部分があるので、こういう図の位置づけになるのかと思いますが、部ではないということ。

それからなるのであれば、ちょっとその辺を整理してほしいということと、あとグループという制度がなくなるということと理解していいのかどうか。

それから、あと総合支所の部分が、この条例の中から除かれて、支所の名称1ということで表示されたことになりませんが、かつて記載されていた分掌、職務分掌の部分というのは、総合支所のこの地名を載せたことによって、その職務の分掌というのはどこか違うところに載っているのでしょうか。載せなくなったのでしょうか。その3点、確認させてください。

○議長（大西 智君） 高橋総務部長。

○総務部長（高橋秀明君） まず、1点目の機構の改変案と事前にお示しした資料の中でございますけれども、今までは町長の直近直下の組織として3部体制から今度総合支所ということで変わりますので、ちょっと紛らわしいのですけれども、3部から2部になって、今度その総合支所というのは支所ということになりますので、部かどうかと言われますと、そこは部ではないということになります。ただ、洞爺総合支所の所管をちゃんと区域を明確にするために、地方自治法第155条の規定に基づいて、ちゃんと支所というのを地域として明確にしたいというところから支所等の設置条例を改正するというところでございます。

もう1点のグループがなくなるということとございますけれども、グループから今度係制に変えていきたいというところでお示しさせていただいているところだと思います。

事務分掌につきましては、当然直近直下の部ではなくなりますので、分掌については削除されますけれども、規則に則って、洞爺総合支所の業務というのは洞爺地域の振興のために、洞爺地域特有の施策を推進するということをちゃんと特化して、明記していきたいと思っているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 4番、五十嵐議員。

○4番（五十嵐篤雄君） ちょっと細かくて、この3部というのは2部としないのだめですね。これ3部となっているのです。意味合はすごく分かるのです。この並列に並んでいるので、だけれども、正式に条例としては部ではないという形に変わるということで理解をさせてもらいます。

それと、総合支所の部分の分掌の部分が、工夫をしてこの第2条の設置の中に何か組み入れられないのかなとちょっと思ったりもしたのですが、それぞれの係の役割の、何と云うのでしょうか、組織の中で、その仕事の役割があるのに、この上では確かに書かれています、組織図の中では。だけれども、条例の中では職務分掌が書かれていないというのは、ちょっとどうかと思ったものですから、どこかにあるのでしょうか、それとも。条例の中に。

○議長（大西 智君） 高橋総務部長。

○総務部長（高橋秀明君） まず1点目の部については、表記の仕方をもう少し工夫して対応したいと思っておりますけれども、洞爺総合支所というのは、やはりちゃんと部長職を置いて、地域のことをしっかり位置づけて、責任あるところで協議していくということで、大きな意味合いとしてはこれまでと変わらないような対応を取っていききたいなと思っているところでございます。

事務分掌の部分については、条例上はちょっと載っていませんけれども、内容的には洞爺地域のことに関することについて、しっかり対応していくということになっていますので、ちょっと条例上は載っていませんけれども、そのように対応していきたいと思っております。

○議長（大西 智君） 4番、五十嵐議員。

○4番（五十嵐篤雄君） 全然ちゃんとやってくれるのはもう当然だと思っていますから、そのことを心配しているのではなくて、書き込めるのであれば書き込んだらどうかと思ったものですから、それぞれやはり仕事をするわけですから、例えば部ではないけれども部長だと、これも今度は人の役職の部分ですから、これは部ではなくても部長職だというのは別にいいのですけれども、だから課長さんが支所、課長職の方が支所長になってもおかしくないということにもつながっていきますし、それは私が考えることではないですからいいのですけれども、どこかに記載されていないと、その仕事が今までどおりやってくれる、やっていただくというのは分かるのですけれども、どこかに書かれていなくていいのかなとちょっと思ったので、どうなのかなと思って聞きました。

○議長（大西 智君） 再質問なのですけれども。

高橋総務部長。

○総務部長（高橋秀明君） 洞爺地域の部分については、しっかり地域を明確化したいということからそういった形を取らせていただいたのですけれども、地域特有の施策を推進するためには権限を有した部長職を配置しなければならないと考えておりました、その部分につきましては、洞爺湖町行政組織規則に洞爺総合支所には部長職をちゃんと配置するということが示していきたいと思っております。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

2番、小林議員。

○2番（小林真奈美君） 私のほうから質問をさせていただきます。

説明の中には、この機構改革に伴う関係条例の整備についてということで、町民に分かりやすく、そして効率的な組織にしたいとの説明でした。それで、先ほどほかの議員からも質問ありましたけれども、今までグループ制を取ってきていたということなのです。それを今回は変えて係制にしたということなのですけれども、まず今までのグループ制であったことの問題点というのは、具体的にどんなことがあったのかというのをまずお聞きしたかったです。

○議長（大西 智君） 高橋総務部長。

○総務部長（高橋秀明君） グループ制の問題点の関係です。元々グループ制というのは、平成22年に一部実施しまして、24年の4月から完全に実施したところなのですけれども、導入した当時というのは、職員数170名ほどいたかと思います。現在は148名の職員数となっております、やはり導入時と状況が大きく変化しているのかなと思ってございます。

グループ制が機能していない状況としましては、課長の裁量であるとか、チェック機能とか、繁閑調整とか、人材育成、あとは事務配分の合理化によって責任の所在がちよっと曖昧なのかなというところを課題、問題があるのではないかなと認識しているところでございます。

○議長（大西 智君） 2番、小林議員。

○2番（小林真奈美君） ありがとうございます。私の意見としては、グループ制のほうが若手の、グループで協議する、考えるという機会があるわけですから、若手の職員の人材育成にもいろいろつながるのかなという思いがあるのです。逆に係制にしてしまうと、トップダウンはやりやすいけれども、逆に若手の方たちが意見をいろいろな場で言える機会が少なくなってしまうのではないかなというような気持ちが、思いがあるのですけれども。

そこで質問なのですけれども、この係制というのは本当に、やはり若手の人材育成の面、それから、やはりそれぞれの課にはそれぞれの課のプロフェッショナルという方がいることも必要になってくると思うのですけれども、そういう専門性を育てるという部分。

それから、あとはこの体制が本当に持続可能な機構になっているのかという部分をちょっと聞かせていただきたいと思います。

お願いします。

○議長（大西 智君） 八反田副町長。

○副町長（八反田稔君） グループ制の関係でございます。私もいろいろ来るとき懸念はしたところはあったのですけれども、やはり今問題と言いましょか、今議員お話のあったところと同じ言葉を使うかもしれませんけれども、先程から部長が説明したとおり、責任の所在を明確にしたい。結局グループ制にすると、先ほど言うようにメリットもあるのですけれども、そのほかにはやはり自分はこの仕事をやって一つの自信をつけていただいて、一つずつ階段を上がっていただくためには、ある程度責任を持たした仕事、これはあなた、専任ではないのでしょうか、そういう考え方の自信を持たせて前へ進ませていただけること。それから、それに対する、先ほど議員言われた専門性も、ある程度知識を学んでいただく。これは誰かに聞いたら分かるのではなくて、自分で勉強をして、その知識を学んでいただくというような考え方を持って、一つはその目的が大きいかと思えます。そのほか、いろいろな、グループ制にしたらいいいこともありますし、それから係としては今私がお話した仕事と、いろいろ考え方に違いがあると思うのですが、基本的には、やはり一番の我々の考え方としても、若い方々に責任を持って仕事をしていただいて、自信を持っていただく、そこには必ず上司がフォローしなければいけませんし、1人、2人、その後ろにはいなければいけないのですけれども、そういうような趣旨をもって、グループ制からまたこちらのほうの係制に戻ってきたという大枠の話になるのですけれども、そんな考え方で今回進めさせていたかどうかという提案になっています。

以上でございます。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第3号機構改革に伴う関係条例の整備についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号機構改革に伴う関係条例の整備については、原案のとおり可決されました。

ここで、休憩といたします。再開を11時15分といたします。

（午前11時02分）

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

休憩前に引き続き、一般議案を続けます。

(午前 11 時 15 分)

◎議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第 6、議案第 4 号洞爺湖町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田稔君） 14ページをお開き願いたいと思います。

議案第 4 号洞爺湖町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の一部改正についてでございます。

洞爺湖町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものでございます。

この条例の改正の趣旨でございますが、助成の範囲を高校生まで拡大することとして、文言の整備をさせていただくところでございます。

議案説明資料の10ページをお開きください。

第 4 条でございますが、ここに18歳というものを改めまして、18歳の次に2に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日を加えるものでございます。

14ページの議案書に戻っていただきたいと思います。

議案書の14ページ、附則でございます。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

9番、越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 2点ほど伺っておきたいなと思います。高校生まで拡大することによって、町の負担額はどのくらいになるのか。総額でお願いいたします。それだけ。

○議長（大西 智君） 後藤住民課長。

○住民課長（後藤和郎君） 18歳まで、高校生まで拡大とした場合の拡大にかかる影響額でございますが、現在予算のときにも一度申し上げているところでございますが、約250万円程度と見込んでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 9番、越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 250万円というのは総額なの、違うでしょう。総額幾ら。そして、財源の内訳も教えてください。

○議長（大西 智君） 藤岡税務財政課長。

○税務財政課長（藤岡孝弘君） 今、住民課長が申し上げた250万円については、中学生から高校生まで拡大した分の250万円が増えるという意味でございます。それから、財源につきましては、1,280万円が過疎債の借入で賄うこととしてございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 9番、越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 総額も教えてくださいということを先ほど述べたと思うのだけれども、総額幾らなのか。250万円、拡大した分は過疎債ということですか。もう一度確認させてください。

○議長（大西 智君） 藤岡税務財政課長。

○税務財政課長（藤岡孝弘君） 全体の子ども医療費の拡大事業でございますけれども、子ども医療費の助成事業が1,300万円ほどです。それから、借入もそれに合わせて、子ども医療費拡大事業分として、先ほど申しあげましたとおり1,280万円、全体的な事業の拡大、子ども医療費の医療助成の拡大事業分として1,280万円、これは全体の子どもの医療費でございますけれども、過疎債での借入を予定しているところです。

以上です。

〔「250万円の過疎債ということでよろしいのですか」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 藤岡税務財政課長。

○税務財政課長（藤岡孝弘君） 250万円の増えた分も過疎債のほうの借入に含まれております。

以上でございます。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第4号洞爺湖町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の一部改正についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号洞爺湖町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第7、議案第5号財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田稔君） 議案書の15ページをお開き願いたいと思います。

議案第5号財産の取得についてでございます。

次のとおり財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、また処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容といたしまして、1として、取得する財産は、除雪ドーザ11トン級。

2として、数量は、1台。

3として、契約の方法は、指名競争入札。

4として、取得価格は、2,089万5,816円。

5として、取得先でございますが、苫小牧市新明町4丁目1番1号。日本キャタピラー合同会社、苫小牧営業所。所長、角田基範でございます。

この重機でございますが、現在、洞爺湖温泉地区で除雪作業として使用されておりますが、平成16年に納入され、18年を経過してございます。これまでも大規模な修理を実施してきましたけれども、稼働時間を考慮しますと、さらなる高額な修理費用が予想されることから更新するものでございます。

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

9番、越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 今までの温泉地区の除雪機は18年使ったので更新するというこのようでありますけれども、この除雪機を購入して、除雪の在り方というのが促進されるのかどうなのか、除雪機を入れて更新して促進されるのかどうなのか、1点と、それから、財源のところちょっと教えてもらいたいのですが、この財源措置として社会資本の整備総合交付金ということで、949万1,000円ということになっているのですが、あとの過疎債とか一般財源は分かりますけれども、今までもこういう社会資本整備総合交付金というのが各事業に充当されてきたのかどうなのか、その辺ちょっとお願いいたします。

○議長（大西 智君） 仙波環境課長。

○環境課長（仙波貴樹君） ただいまの質問でございます。当該ドーザを購入することにより、除雪事業が促進されるのかどうかというご質問でございます。今回は、ドーザの増設ではなく更新ということで、これまでの除雪体制が大きく変わるものではございません。ただ、先ほど副町長の説明にもございましたとおり、約19年、20年近く使っているということもございまして、大がかりな修理が近年多発しているというような状況を鑑みますと、新規に購入することにより、後ろ向きというのはちょっと適切ではないですが、修理にかかる費用というのは少なくなるということでございます。

もう1点、財源なのですけれども、このほかに除雪にかかる費用、環境課が担当する部分につきましては、毎年かかる冬場の除雪に対する事業費の補助もこの交付金を活用しているところがございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 9番、越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 所得の部品のところを見ると、除雪ドーザ11トン云々とか、マルチプラウ云々とか、簡易云々とかって、今までの除雪機に新たな装置をつけたということなのですか。例えばつけたとするならば、つけることによって除雪の在り方というのがどう変化するか、その辺お願いします。

○議長（大西 智君） 仙波環境課長。

○環境課長（仙波貴樹君） 今回更新ということになりますので、基本的には従前からあったドーザと今回購入するもので大きく変わるものはございませんが、1点、約20年近くで、車もそうですけれども、いろいろな機能のものが、最初からついているもので機能の増強というものがされておりますことから、これまで、ちょっと実際に運用してみなければ分からないのですが、物も新しいということで、これまでかかっていた時間の、ちょっとこの場でどのくらい縮減になるかというのは私自身も不勉強なところで分からない部分はあるのですが、新しくなったドーザによって、多少の除雪時間の縮減、短縮というのが見込まれるのかなと考えております。

以上です。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 今の答弁でちょっと気になるところがあるのです。機能は運営してみなければ分からないと、どういう機能なのか分からないで購入するということなのですか。それだったらちょっと問題あると思うのです。やはり機能というものを十分理解して購入するというのが建前ではないですか。だから、今までの機能と変わりあるのかないのか、ないならないで結構なのだけれども、運営してみなければならぬというのは、ちょっとそれは答弁としてはいささか不快感持つのですが、どうですか。

○議長（大西 智君） 仙波環境課長。

○環境課長（仙波貴樹君） 大変申し訳ございません。一つ例を挙げるとすれば、LSDというスリップした場合に左右のタイヤの回転数を制御して、車体が大きく滑らないような、そういった機能も、それが標準でついているというような、そういった機能がありまして、それによって、これまで箇所によっては大きく車体が振られるような箇所も、この機能によってスムーズに除雪ができるようになるのではないかと考えておりまして、今回これがついているもの、標準でついているものを購入したということになります。そういった観点から、除雪時間ですとか、あるいはオペレーターの身体的な負担が少しでも減るものと期待しているところがございます。

以上です。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

11番、板垣議員。

○11番（板垣正人君） 細かいことを言うようだけれども、いろいろ、私も温泉に住んでいますので、今の古い除雪ドーザよく知っておりますし、よく頑張っているなどは思っておりますけれども、先ほど修理も結構かかるよという話でした。確かにそうだと思います。そして、私ずっと見ていたら、納車期限、3月22日と言ったら、もう雪が溶けてしまってもう除雪しないので、来年、今年の12月から来年の3月までは使えないということは再来年の話になってしまうということですよ、今購入。きつともって、つくるのに時間かかるとか何とかあるのだろうけれども、これお願いします。業者に対して、日本キャタピラーさんに対して1か月でも2か月でも何とか納期限を少しでも早くしてもらって、更新すればいいのではないかなと私は思います。そういったことで、そういうことができるかできないかの確認も含めて、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（大西 智君） 仙波環境課長。

○環境課長（仙波貴樹君） ただいまの質問でございます。契約上は令和6年3月22日としているところでございます。この件につきましては、こういったドーザに限らず、車のほうも納期に関しては長期化していると。世界的な物不足と言いますか、半導体の不足ですとか、そういったものが絡みまして、納期にかかる期間が長期化しているという部分もございますが、今我々も議員と同じように事業者のほうには少しでも早く納車してほしいというところで、直近の見通しではございますが、今のところ年内に納車になる可能性もあるということでご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（大西 智君） 11番、板垣議員。

○11番（板垣正人君） それなら結構ですけれども、私あと一つ心配していたのは、今古いドーザを使っていて、例えば12月雪投げ始めたらどこか壊れたと、そこにまた500万円とか300万円とかかかるということが非常に危惧されるので、その辺のためにちょっと確認を、質問させていただきました。また、年内に何とかかなりそうだったらそれでオッケーです。よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

3番、千葉議員。

○3番（千葉 薫君） 全く板垣議員と同じような質問しようと思ったのですが、今それは一つとして。それと、これ結構高い物です。うちの町にこういった機械は何台あるのか。これからまた更新ですとか、そういったことをやっていくと、結構なものだろうと。やはり除雪というのは大変今注目されていて、大変なことだと思うので、計画的にやはり最新の物を使っていかないとだめなのだろうと思います。当然、1回買ったなら20年ということですから、結構もつものだと思いますけれども、その辺の計画性について、ちょっとお聞きしたい

と思います。

○議長（大西 智君） 仙波環境課長。

○環境課長（仙波貴樹君） 町で保有しているドーザについては、これを含めて5台と。そのほかにリースで毎年2台ほど借りておまして、それらを含めながら、現在除雪をやっているところでございます。議員おっしゃりますように、非常に高額な機械でありますことから、これについては計画的な整備というのが必要になってくると思います。今のところ、直近でドーザの更新というのは考えてはいませんが、状況を踏まえながら、ドーザのほかにも除雪トラックですとか、そういった物もございますので、計画的に整備のほうを進めていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第5号財産の取得についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号財産の取得については、原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第8、議案第6号令和5年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田稔君） 議案書の16ページでございます。

議案第6号令和5年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第2号）でございます。

令和5年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,390万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79億5,278万7,000円とするものでございます。第2条の債務負担行為の補正につきましては、事項別明細書の中で説明させていただきます。

事項別明細書の4ページ、5ページをお開きください。

本会議の補正予算につきましては、前年度の繰越金、それから新型コロナウイルス感染症対策としての電気・ガス・食料品等の価格高騰重点地方交付金の増額に伴いまして、低所得者への支援や生活者や事業者に対する支援の交付金事業を計上したものが中心となっております。

それでは、歳入、説明させていただきます。

15款国庫支出金2項国庫補助金7目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時補助金でございます。電力・ガス・食料品等価格高騰重点地方交付金で、1億1,547万円を増額するものでございます。

交付金の支出内訳は歳出で説明させていただきます。

次に、16款道支出金2項道補助金2目衛生費道補助金でございます。

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金で、275万円の減額でございます。これにつきましては、当初予算計上しておりました再エネ導入目標策定及び実行計画策定業務を単年度から2年度にしたことから、事業費を減額するものでございます。

17款財産収入2項財産売払収入1目土地払収入でございます。432万円の増額でございます。旧洞爺歯科診療所建物土地付きの売却によるものでございます。

19款1項1目繰入金でございます。1億3,960万円の減額でございます。財政調整基金繰入金1億4,000万円の減額でございます。これにつきましては、当初予算で繰り入れした財政調整期金の繰り戻しによるものでございます。

下段になりますが、育英資金等教育振興基金繰入金40万円の増額でございます。これは箱根町の中学生親善交流事業の増築に伴う繰入金の増でございます。

20款1項1目の繰越金でございます。前年度繰越金として2億4,596万9,000円の増額でございます。

それから、21款諸収入5項3目の雑入でございます。コミュニティ助成事業助成金50万円の増額で、町内2箇所の自治会の自主防災組織が行う防災資機材の購入費の助成金でございます。

続いて、6ページ、7ページになります。

歳出でございます。

2款総務費1項総務管理費3目公有財産管理費でございます。8,000万円増額でございます。18節負担金補助及び交付金におきまして、北海道市町村備荒資金組合普通納付金で8,000万円を将来の災害に備えて、前年度繰越金の一部を積み立てするものでございます。

その下になります。

7目の財政会計管理費でございます。842万5,000円の増額でございます。22節にあります償還金利子及び割引料の償還金でございます。これにつきましては、令和3年度及び4年度の国からの新型コロナワクチン接種対策負担金などの国庫支出金の精算による返還金でございます。

次に、4款衛生費2項環境衛生費2目の環境対策費でございます。410万7,000円の減額でございます。再生可能エネルギー導入等の策定委員会に係る経費を計上として、1節の委員会報酬から11節の保険料まで27万8,000円を計上し、それから12節の計画策定業務委託料438万5,000円を減額したものでございます。

歳入でも説明しましたが、単年度から2か年に変更するために当初予算で計上している策定業務の委託料を一部減額したものでございます。令和6年度の予算振替として計上するものでございまして、これに合わせて議案書にあります19ページに第2表債務負担行為によりまして、再エネ導入目標策定及び実行計画策定業務として令和6年度に限度額610万円を債務負担させていただくところでございます。

7款1項商工費1目商工振興費の商工管理事務事業で、1,500万円の増額となっております。新型コロナウイルス感染症対応融資利子補給事業でございます。補助金でございますが、1事業者10万円を限度といたしまして、新型コロナウイルス感染症の影響により、融資を受けた事業者に対しまして、返済の一部を補助するものでございます。これにつきましても、2か年事業で実施しますことから、議案書の、先ほど説明した19ページ、第2表の債務負担行為によりまして、新型コロナウイルス感染症対応の融資に伴う利子補給として、令和6年度分を限度額1,500万円を債務負担しております。

続きまして、2項観光費2目観光施設管理費で、199万1,000円を増額してございます。足湯手湯管理事業で、69万3,000円の増額で、洞爺湖温泉にあります薬師の湯の配湯管の漏水により、温泉パイプの修繕でございます。それから、中島・湖の森博物館運営事業129万8,000円の増額でございますが、これにつきましては中島にあります浄化槽の水ポンプのプロペラの故障により、工事で復旧するものでございます。

続いて、8ページ、9ページをお願いいたします。

9款1項消防費2目災害対策費災害対策事業で50万5,000円の増額でございます。10節の需用費でございますが、消耗品で防災用のヘルメット、ハンドメガホンの整備、それから17節の備品購入費ではポータブル電源USBポート付きコードリールの整備などをするものでございます。

続きまして、10款教育費1項教育総務費3目諸費でございます。72万2,000円の増額でございます。1、教育推進事業で1節報酬がございまして、教育審議会の節にかかわる委員報酬でございます。それから、3番の箱根町中学生親善交流事業でございます。7節の報償費と、それから8節の旅費につきましては、航空運賃、それから宿泊費等の値上がりによる増でございます。

続いて、2項の小学校費1目小学校管理費でございます。128万6,000円の増額でございますが、これにつきましては、17節備品購入で虻田小学校の除雪機の故障による除雪機の1台の更新の費用でございます。

それから、4項の社会教育費1目の社会教育総務費、英国青年ボランティア事業でございます。これにつきましては、英国青年ボランティア事業を9月の受入にあたりまして、生活

用品、消耗品の交換や住宅等のお風呂等の修繕、それから使用不可になっている備品等の購入の費用を増額するものでございます。

続きまして、5項の保健体育費3目の給食施設費でございます。虻田給食センター運営事業で、59万8,000円の増額でございます。17節の備品購入でございますが、厨房内の自動手洗い器の2台を更新する費用でございます。

それから、13款の予備費でございます。13款1項1目の予備費でございます。106万9,000円の増額でございます。前年度繰越金の残額を予備費に計上するものでございます。

次、10ページ、11ページをお開き願いたいと思います。

14款1項新型コロナウイルス感染症対策費1目生活支援対策費でございます。9,415万3,000円の増額でございます。内容としましては、2のくらし応援商品券給付事業で、6,310万円でございます。これにつきましては、エネルギー、食料品等の物価高騰が長期化し、負担感が大きい中、洞爺湖町内の非課税世帯に対して、家計の負担軽減を図ることを目的に、町内で使用できる1世帯当たり3万円の商品券を給付する事業でございます。

3節から11節までは関係する事務経費でございます。12節のくらし応援商品券取扱委託料でございますが、1世帯当たり3万円掛ける1,950世帯を見込んでおります。そのほかに商工会への事務手数料を計上したものでございます。

下になりますが、くらし応援商品券給付事業、低所得者以外の全世帯分でございます。3,105万3,000円の増額でございます。洞爺湖町内の非課税世帯以外の全世帯に対して、家計の負担軽減を図ることを目的に、町内で使用できる1世帯当たり1万円の商品券を給付するものでございます。

その中で、12節のくらし応援商品券取扱委託料がございます。これにつきましては、1世帯当たり1万円掛ける2,900世帯を見込んでおります。その他は、商工会の事務手数料となっております。

それから、2目の経済対策費、商工支援対策事業で2,400万円の増額でございます。エネルギー、それから食料品等の物価高騰が長期化し、個人消費や小売店、飲食店の経営にも大きな影響を及ぼしていることから、家計や小売店等を支援することを目的に、プレミアムを上乗せした商品券を発行する事業でございます。

18節の負担金補助及び交付金で、このプレミアム商品券発行事業で2,400万円を計上しておりますが、1セット3,000円で5,000円分の商品券を、2,000円のプレミア付きの商品券を1万1,000円セット予定し、予算を計上したものでございます。そのほかに、事務費、印刷料、振込手数料も計上させていただいております。

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑、皆さんあるようなので、質疑は昼食後、午後からにしたいと思います。

ここで、昼食休憩といたします。再開を午後1時といたします。

(午前 11時52分)

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

(午後 1時00分)

○議長（大西 智君） 午前中に引き続き、一般議案を進めていきたいと思えます。

午前中、議案第6号の提案理由の説明を受けました。

質疑から入りたいと思えます。質疑はありませんか。

4番、五十嵐議員。

○4番（五十嵐篤雄君） それでは、2点ほど質問させていただきます。

7ページの歳出です。総務管理費の中で、公有財産管理事業で市町村備荒資金組合に普通納付金で8,000万円預けるというか、納付をすることになっておりますけれども、恐らくこの額が決めることができたのは、多分繰越が確定したので、納付する額が決められたのかなと想像しているところがございますけれども、備荒資金組合の規約や何かをちょっと見ますと、普通納付金と超過納付金があったり、毎年地方交付税の算定に用いられた基準財政需要額の1割とか、それを納付額とするとか、何かいろいろ取り決めがあるようなので、その辺の現状がちょっと分からないものですから教えていただきたいのですが、我が町の備考資金の預けている現在高が幾らくらいなのか。

それから、必ずこれ、北海道の全市町村が加入していると思うのですけれども、納付期限というのが決められていて、今繰越が確定したから今頃ではないかと言いましたけれども、いつ頃納付することになっているのか。

それから、8,000万円とした根拠、この金額がなぜ8,000万円になったのかということ。

それから、多分これ災害のための納付で、災害のときのために貯金しておくと言いますか、貯めておくという制度だと思うのですけれども、引き出しが自由にできるのかどうか。そのことと、多分かなりいい利息ではないかなと想像しているのですが、利息はどれくらいつくのか。このことについて、まずご説明をいただきます。

もう1点は、新型コロナウイルス感染症対策の中で、生活支援対策と経済対策と二本立てになっていまして、商工会でやってもらったりする部分もあるわけですが、全部商品券がさばけると1億円以上の経済効果が期待できるわけでありますが、とてもありがたい制度だなと思って、町民の皆さん喜んでいただけたと思うのですが、この同じ暮らし商品券の中で、低所得者分の1世帯3万円の商品券、それからそれ以外の全世帯に1万円の商品券、この中で、低所得者分のところの費用の中には、時間外勤務手当、管理職手当、それから18節の西胆振広域連合負担金、これが入っているのですが、下の低所得者以外のところはこの費用が発生していないのですが、この理由が知りたい。つまり、例えば西胆振広域連合のやつはシステムを稼働させて何かするのだと思えますが、どこまでこの西胆振の広域連合のシステムを使って、ただ名簿を打ち出すのか、送り先の住所や何か封筒までつくれるのか、どの辺ま

で広域連合にやってもらえるのか、それが分かると先ほど言った費用の項目が違っているのが謎が解けるのかなと思いますけれども、そのことについてご説明をお願いします。

○議長（大西 智君） 藤岡税務財政課長。

○税務財政課長（藤岡孝弘君） 最初のほうの備荒資金組合の質問についてでございます。

まず、令和4年度の決算を終えまして、行政報告もさせていただいておりますけれども、繰越金が今回補正予算においても、歳入で2億4,596万9,000円を計上させていただいております。そのうち、財政調整基金、これは当初予算で繰り入れを見ている2億2,000万円のうち、1億4,000万円をまず財政調整基金のほうに戻すということで1億4,000万円。それから、今質問ありました備荒資金組合、こちらのほうに8,000万円の積立を計上させていただいております。

何点か質問あったかと思うのですが、まず備荒資金組合について、簡単にちょっと説明させていただきます。北海道市町村備荒資金組合は、災害時の支出に備えて、全道179市町村が加盟している一部事務組合でございます。備荒資金組合が管理している業務の中に積立金があるのですが、それは今議員ご説明いただいたとおり、市町村が任意に積立することができる超過納付金、それと各市町村が最低5,000万円を積み立てなければならない普通納付金、この2種類がございます。両方を合わせた積立金の金額なのですが、北海道市町村備荒資金組合全体の額は、4年度末におきまして、895億円が現在高となっております。このうち、洞爺湖町では5月末現在で、普通納付金、ちょっと細かい円単位の端数は除きますけれども、普通納付金で2億1,870万円、超過納付金につきましては3億1,270万円、合わせて5億3,140万円ほどを備荒資金組合に積み立て、保有している状況でございます。

今回8,000万円を積み立てる理由は、まず普通納付金のほうに今回8,000万円積み立てさせてもらうのですが、まず理由としては二つ考えておりました。まず一つ目につきましては、有珠山噴火からもう二十数年経過しまして、次の噴火に備えるため基金を保有して、災害に対する備えをすること、こちらをまず第一に考えます。それから、2点目、普通納付金の配分率が年利1%とかなり高い、有利な利率となっていること。この2点から、今回積立のほうをさせていただきます。

一般的な利子に相当する各市町村への配分金、備荒資金組合の配分金なのですが、町が保有する各基金の普通預金の積立による運用を大きく上回る利率となっております、市場の利率より大変有利な運用ができるということでございます。普通納付金については、年利1%、それから超過納付金については0.34%となっております。普通納付金の3億円まで積み立てすることが可能となっておりますので、今回町では2億1,800万円保有しておりますけれども、8,000万円積み立てをして、普通納付金3億円にして配分金の1%で毎年300万円が配分金として入るように、それを積み立てする形で災害に備えていきたいと考えております。

それから、超過納付金については、積み立てできる上限が、先ほど議員ご説明いただきま

したとおり、基準財政需要額によって違うのです、各市町村違うのですけれども、上限は30億円まで積立可能となっております。洞爺湖町におきましては、先ほど申しましたとおり3億1,270万円を積み立てしている状況でございます。

最後の引き出し、いつでも下ろせるのかという質問あったかと思うのですけれども、超過納付金についてはいつでも下ろすことは可能です。それから、普通納付金については、災害があった場合に初めて取り崩しが可能となっております。自由には取り崩しはできない代わりに利率が1%とかなり高い状況となっております。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋憲史君） 二つ目のご質問のくらし応援商品券、低所得世帯分と、それからもう一つ、低所得以外の全世帯分ということで、それぞれ3万円と1万円の事業ということでございますけれども、まず3万円のほうの低所得世帯分のほうにつきましては、国のほうから、いわゆる一世帯のほうに3万円だよといったようなことで、必須分として予算措置をさせていただき、補助金の歳入上、こういった形で分けさせていただいているのですけれども、上のほうが必須分ということになります。また、下のほうの低所得世帯以外の全世帯分につきましては、この1万円のほうになりますけれども、こちらについては、いわゆる推進事業と言いまして、国のほうからいろいろなこのようなことが考えられるというような案をご提示いただいた中で、市町村が単費も含めて措置をできるといったような事業になってございます。

それから、先ほどご指摘の時間外勤務手当、管理職特別勤務手当が上のほうにあり、西胆振広域連合負担金も含めて、上にはあって下のほうには発生しないのかといったようなご質問でございましたけれども、この部分につきましては、同じ業務になりますことから、同時並行して実施をいたしますので、基本的には下に含まれる事業の部分につきましても、いわゆる国のほうの10分の10の補助金のほうに充当すべく、こちらのほうで計上させていただいているといったところでございます。

それともう一つは、広域連合における、いわゆるシステムの改修期の関係、どういった事務なのだと、作業的なものが示されているのだというお話ございましたけれども、今私どもで確認させていただいている部分につきましては、基本的にはしっかりと、いわゆる対象者の洗い出しですけれども、基本的に、いわゆる課税状況、非課税、非課税ではない方ということで、1月1日だけの抽出では足りなくて、いわゆる基準日といったところを設けさせていただいているものですから、そちらも含めて、システム側のほうで時系列を確認をした中で、そういった抽出がそのシステムの中で出来上がるということで説明をいただいております。封筒や何かの印刷等々につきましては、それらが終わった後に、こちらはシステムではなく手詰みになるかと思っておりますけれども、職員の手作業の中で進めなければならない状況があるものですから、この部分につきましては、時間外や何かの中で職員の対応をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 4番、五十嵐議員。

○4番（五十嵐篤雄君） もう一度、大体分かったのですが、備考資金の関係については8,000万円というのが、いわゆるほかの基金に繰越の額から戻しをした、ちょうど差額分が8,000万円になるような計算で、そのまま備考資金に積み立てたという形になるかと思えます。なぜ、この備考資金への納付金が当初予算にないのかなと、実は思っていたので、それはこのものを見ないと金額が確定できないから、あえて入れてなかったのかなと、今改めて理解できたところであります。

確かに、だから3億円を上限にして普通納付金は、今回3億円近くの額が納付するということになる、来年は普通納付は発生しないと考えて、それでも超過の部分に入れても0.34という比率も決して市中の金融機関考えたら、率としては大変いい形ですので、何と云うのでしょうか、出し入れが自由になる部分というのは、額は30億円でしたか、高くまで積めるようになって、利率の高い1%の部分については3億円止まりということで、ちょっと災害にしか下ろせないということで、融通性というか、それはちょっと低いのですけれども、できるだけ3億円というものを、災害がないに越したことはないのですが、3億円の1%を300万円ずつ確保できるわけですから、その3億円は必ず維持していただきたいですし、もし余裕があれば超過の部分で納付して、いつでも引き出しができる場所ですから、0.34でも結構な財源を確保できるということですので、これは総務財政課の仕事になるのですが、その辺を徹底してやっていただきたいなと思います。

それと、あと商品券の事業のやつは、両方の部分を上の国の、何て云うのでしょうか、しっかりきちんとやりなさいといった部分に全部費用を集計したので、下には入っていないということで理由が分かりました。ただ、西胆振の連合の負担金で30万円のシステムの部分が、この低所得者の方のリストアップだけで30万円もかかるのかなと、ちょっとあれなのですが、もっとこちらの作業が少なく済むようなシステム、だから先ほど言ったような、例えば住所等や名前なんかもシールで打ち出してもらって、袋詰め用の封筒の作業でも、それをシールで貼ればすぐできるようなところとか、もうちょっとシステムが人の手を介する部分を少なくできるようなお願いができないものかなと、ちょっと思ったものですから、ここまでしかできませんよではなくて、この辺もできませんかとお願いするのもありかなと思ったものですから、その辺だけちょっと再確認をさせていただきます。

○議長（大西 智君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋憲史君） 今ほど、議員のほうからご指摘のあった部分でございます。おっしゃるとおり、いかに職員の事務手数料を軽減するかといったところというのは、本当に一番最も重要と言いましょか、ミスも減らすといったようなところからしても、重要なところかなと思ってございますので、ちょっと今回そういった部分が間に合うかどうかは分かりませんが、担当の情報の部局等々とその辺お話を詰めながら、要望としてしっかりと連合会のほうには伝えてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

9番、越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） おおむね5点、ページ数は4ページの歳入の国庫支出金、国庫補助金のところで、実は財産収入のところで432万円計上されておるわけでありまして。この432万円というのは土地売却収入ということで、実はこの施設というのは非常に注目されていた施設であったのではないかなと言うのです、洞爺地区においては。それというのも洞爺地区の懇談会で随分声として、議論というよりも無償で提供してはどうかとか、あるいはまた売却してはどうかとか、いろいろな意見を出されたわけでありまして。今回432万円ということは、不動産鑑定士などを入れたのかどうなのかというのがまず1点伺いたい。それというのも、やはり行政の売り払いしたその金額というのは、主要の地域周辺の価格の基準になるわけですから、極めて重要な案件であるなという思いを持っているのです。本来ならば、逐一報告があってもしかるべきではあったのではないかと思うのですが、それは売却等々の金額によっては事前に報告はしなくていいというものもありますから、あえてどうだこうだということはいいませんけれども、ただ、収入を得た面を目的の特定基金に積立をするのかどうか、その辺伺っておきたいなと思います。くどいようですが、周辺の価格の基準になるわけでありまして、そういうことをしっかりと受け止めて売却金額に至ったのかなということを考えますから、何度も申し上げますが、不動産鑑定士などを入れて売却の金額の基準というのを設けたのかどうか、その辺を伺っておきたいなと思います。

それから、先ほど、ページ数は7ページに入っていくのですが、最初のところで固有財産管理費、今4番議員の質問で十分理解したわけでありましてけれども、ただ確認させていただきたい。というのは、こういう災害などに向けて、やはり町としても基金の積立が必要であるというのは言うまでもないのでありますが、過去の一般質問の中で取り上げられたところで、災害、とりわけ有珠山災害等も来るだろうと、あってほしくはないけれども想定されるということから、約、基金として10億円を保有していきたいという考え方を明らかにしたわけでありまして、しかしその10億円を保有というのは財政調整基金だけの10億円なのか。それとも今積み立てている固有財産の管理事業の中での市町村の備考資金も含めての10億円なのか。この内訳を明確にさせていただきたいなと思います。

それから、ページ数は商工費の中で商工振興費の中で負担補助及び交付金のところで伺っておきたいのですが、この事業は1,500万円を2年間で約3,000万円、そういうコロナウイルス感染症拡大によって経済が非常に傷がついたということから、やはり元の商工業者、あるいはまたこれから確認させてもらいたいのですが、農業、漁業者の方々もやはり融資を受けたということがあるわけでありまして、この1,500万円の、そして10万円のマックスの中でも、農業者も漁業者も入るのかどうか。というのも、商工会からの要望なんかに明確にうたっているわけですね。そういうことを考えると、果たして商工業者だけに絞られるのか。それとも融資を受けた農業者も漁業者も該当になるのですよということを、この議

会場で明確にさせていただきたいなと思います。

それから、もう1点は公害対策費の中で、備品購入費の中で、金額は少ないのですが31万4,000円計上されております。これは自分の聞き間違いだったらごめんなさい。ヘルメットなども耐用年数過ぎて購入しなければならないということであったかのように聞こえたのですが、だとすれば、自分もヘルメットは耐用年数あるということは以前から知っていました。ただ、耐用年数というのは何年で耐用年数切れるのかどうなのか。例えば、だとするならば、洞爺湖町でヘルメットの数というのは相当保有されているのではないかなという気がするのですけれども。あるいはまた、議会のほうでも議会時のほうにもヘルメットを、旧虻田町議会時代は貸与されているのですが、そういった数を含めると全体的の何個があつて、その分の何個今回ヘルメット購入ということになるのかどうなのか、その辺伺っておきます。

以上です。

○議長（大西 智君） 兼村庶務課長。

○庶務課長（兼村憲三君） ただいま議員のほうからご質問ございました旧歯科診療所の売り払いの件でございます。金額に関して不動産鑑定士を入れたのかというご質問かと思えます。今回は不動産鑑定士は入れておりません。というのは、洞爺湖町普通財産売払事務取扱要綱の中で、予定価格の設定というところがございます。そこには近傍地、土地取引事例価格を元にした価格、それから固定資産税評価額を元にした額、不動産鑑定評価を元にした価格となつてございます。今回いずれかの方法により設定するとうたわれてございます。今回は固定資産税の評価額を元にした価格を設定しているということでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 藤岡税務財政課長。

○税務財政課長（藤岡孝弘君） 2点目の備考資金組合の質問についてです。まず基金の保有残高についてでございますけれども、4年度末の全体の積立の額が、備考資金組合への積立金を含めて35億8,000万円が当町が保有する基金の残高となっております。

それから10億円を積立というお話ありましたけれども、10億円については中期財政計画で定めている財政調整基金の保有残高、これを10億円を切らないように積立のほうを堅持するというところでございます。現在、財政調整基金につきましては、12億5,600万円ほどを保有しておりますので、計画どおり、今のところ順調に推移、保有しているという状況でございます。

それから備考資金への災害の備えについてでございますけれども、先ほど五十嵐議員のほうにもご答弁申し上げたのですけれども、目的につきましては、まず第一に災害に対する備えをしていくということです。積立1%で1億円で100万円で、金額が大きいのか小さいのか分かりませんが、1年1年見たら小さいのかもしれないですけれども、これが10年、20年となったら、3,000万円、6,000万円と増えていきますので、こつこつと小銭を稼ぐわけではないですけれども、こういったところで積立のほうをしていきたいというところです。

自主財源の確保ということで、度々指摘されておりますけれども、これにつきましても、

まず保有する基金を有効に活用して運用を図っていくというのも自主財源の確保という意味から大変重要であると考えております。

以上です。

〔「すみません、議長」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 藤岡税務財政課長。

○税務財政課長（藤岡孝弘君） 1点目の旧洞爺診療所の売り払いについての歳入、今回432万円計上させておりますけれども、これ基金で積むのかというお話でしたけれども、今回全体をとおして決算剰余金、それから土地売払収入、こちら一般財源でございますから、歳出のほうの経費のほうに充当というか、されている中で基金、財政調整基金の1億4,000万円を戻す、それから備荒資金組合に8,000万円積む、こちらのほうに使われているものと認識しております。

以上です。

○議長（大西 智君） 原経済部次長。

○経済部次長（原 信也君） 今回の利子補給の対象事業者のご質問でございます。商工会のほうから要望書上がっておりますけれども、当然町内の事業者には様々な事業者がございます。ですから、商工業者限定というわけではなく、議員からご質問のありました農業、漁業、これも当然対象と考えてございますので、そのほかにもいろいろな事業者、個人でやっている方、法人でやっている方も全て対象と考えてございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 佐々木企画防災課長。

○企画防災課長（佐々木勉君） 四つ目の歳出、災害対策費の備品購入費のお話ございました。その件につきまして、ちょっとご説明させていただきますけれども、こちらにつきましては需用費、備品購入費合わせまして、町の備品ではなく、自主防災組織に対するコミュニティ助成事業という助成を行う事業になってございます。そして、先ほどもヘルメット、副町長のほうから提案理由の中で防災ヘルメットというご説明がありましたけれども、これは自主防災組織の8自治会の中で、6自治会につきましては令和3年にこの助成事業をもって交付させていただいていると。残りの2自治会、令和2年に設置されました自治会、自主防災組織があるのですけれども、そちらのほうに今回申請して、そのコミュニティ助成事業の採択を受けたということで、各自治会のほうにお話を伺って、どういう備品が必要でしょうかというお話を聞いた中で、防災用ヘルメット10個程度必要だとか、そしてさらには腕章が必要だとか、そういうもろもろの消耗品、そしてあと備品購入費としましては、ポータブルの電源がちょっと必要だよねとか、そういうものを受けて全体で50万5,000円という形でこちらのほうに計上させていただいているということでございまして、町の備品ではないということになります。

すみません、ちょっと今ヘルメットの数につきましては、ちょっとすみません、台帳のほうで手持ちがないものですから、後ほど調べてお答えさせていただきたいと思っております。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

2番、小林議員

○2番（小林真奈美君） お願いします。私のほうから1点です。明細書のほうの11ページになります。先ほども出ていたと思いますが、くらし応援商品券給付についてです。本当にこれですごく助かる家庭の方いらっしゃると思うのですけれども、これを見て一つ、多分何に使うかというのは、国のほうから下りてきているメニューを参考にされたと思うのです。なので、私の質問がどうなのかというのもあるのですけれども、確認したいなと思いました。2のくらし応援商品券給付低所得者世帯分の事業の商品券も、それから3の低所得世帯以外のこの事業も全部世帯になっているのです。これ考えると、一人世帯のところと5人いる世帯のところとは、同じ3万円、1万円でも全然違ってくるのではないかなと思うのです。なぜ世帯なのかというのをちょっとお聞きしたいなと思いました。お願いします。

○議長（大西 智君） 原経済部次長。

○経済部次長（原 信也君） まず、くらし応援商品券の各世帯に対しての配付ということで、なぜ世帯なのかということでございます。まず低所得者世帯分につきましては、これは国の事業として行います。それで各世帯一律3万円という給付でお金が来ておりますので、これはもう世帯に配付するしかないであろうということです。それで低所得者世帯以外の世帯、こちらのほうも、その議論は当然役所の中で出ました。1人世帯、2人世帯、5人世帯もいるだろうと。不公平があるのではないかと。ただ、今回来たお金が推奨事業メニュー枠でこれを実施するのですけれども、約5,237万円しかないのです。その中で、いろいろと事業者の、小売業だとか、そういう支援、町民も救う、救うというか支援する商品券事業またはプレミアム商品券事業、こちらのほうも実施したほうがいだろうと。全事業者も困っている、全町民も困っている、それでいろいろと検討した結果、令和4年度にも全世界帯に1万円配付させていただきました。その中で、いろいろな方のご意見もいただきましたけれども、非常に助かったよというお声もいただいておりますところから、今回も全世界帯に1万円というような商品券を配付させていただくということで決定させていただいたところです。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

3番、千葉議員。

○3番（千葉 薫君） 1点だけ、先ほど質問あったのですけれども、旧洞爺歯科診療所の売払いについて。売上額は提示された432万円なのだと思うのですけれども、申請数が2件ございました。審査会を開催されたようですが、整骨院の方のほうに決まったようですけれども、この経緯、どのようにしてこちらのほうに決まったのか教えていただければと思います。

○議長（大西 智君） 兼村庶務課長。

○庶務課長（兼村憲三君） 今回の売払いの決まった経緯ということでございます。議員おっしゃるとおり、今回2件ほどの申請がございました。今回この申請2件に当たりましては、購入者の選定の審査会を行ってございます。その審査会におきまして、今回その目的、また理由、そして地域貢献、またスケジュールなどの項目に沿って、どちらのほうはこちらの地

域に則しているかという形で決めたというところでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 3番、千葉議員。

○3番（千葉 薫君） では、この歯科診療所は整骨院をされると、もう決まっていると、いつからやるか、スケジュールのお話もされましたけれども、具体的に決まっていると、その辺のお話できることがあればお聞きしたいと思います。

○議長（大西 智君） 兼村庶務課長。

○庶務課長（兼村憲三君） まずは決まったのがこの整骨院の開業される方ということでございます。一応、時期に関しては、当初、早ければ6月から7月上旬の予定をしているということでございました。ただ、現在まだ開業はしておりませんが、というのは、今あそこの建物自体が相当住居の部分が古うございます。そこに関しての修繕等が思った以上に直さなければいけないような話も聞いてはございますので、恐らくそこが完了次第進められると承知しております。

以上です。

○議長（大西 智君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第6号令和5年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号令和5年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第9、議案第7号令和5年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田稔君） 議案書の20ページをお開きください。

議案第7号令和5年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でござい

ます。

令和5年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ799万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億4,754万6,000円とするものでございます。

以下、事項別明細書により説明をさせていただきます。4ページ、5ページをお開き願いたいと思います。

歳入になります。

5款1項繰入金2目職員給与費等繰入金520万円の増額でございます。これにつきましては、人事異動に伴う会計間の異動により給与費等の増でございます。

5目その他一般会計繰入金520万円の減額でございます。人事異動に伴う会計間の異動による減となっております。

それから下段になりますが、6款1項1目繰越金でございます。前年度の繰越金として799万円を増額するものでございます。

次のページをお開き願いたいと思います。6ページ、7ページになります。

歳出でございます。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費でございます。一般管理事業で520万円の増額となります。会計間の異動による給与費等の増額でございます。

2節の給与費でございますが、211万4,000円の増額でございます。

3節の職員手当は188万4,000円の増でございます。内容は記載のとおりでございます。

それから下段になりますが、4節の共済費で、120万2,000円の増でございます。内訳は記載のとおりでございます。

それから最後になりますが、9款1項1目予備費でございます。279万円の予備費を積むものでございます。

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第7号令和5年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号令和5年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第10、議案第8号令和5年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田稔君） 23ページでございます。

議案第8号令和5年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第1号）でございます。

令和5年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,713万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億4,115万2,000円とするものでございます。

事項別明細書にて説明をさせていただきます。4ページ、5ページをお開き願いたいと思います。

歳入になります。

7款1項1目繰越金、前年度繰越金として4,731万7,000円を増額するものでございます。

6ページ、7ページになります。

歳出になります。

6款1項1目予備費でございます。繰越金4,731万7,000円を予備費に積むものでございます。

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第8号令和5年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号令和5年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第11、議案第9号令和5年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田稔君） 議案書の26ページをお開き願いたいと思います。

議案第9号令和5年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございます。

令和5年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ625万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,755万8,000円とするものでございます。

以下、事項別明細書にて説明させていただきます。事項別明細書の4ページ、5ページをお開き願いたいと思います。

歳入でございます。

3款1項1目繰越金、前年度繰越金として625万4,000円を増額するものでございます。

次に、6ページ、7ページをお開き願いたいと思います。

歳出でございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金として、18節負担金補助及び交付金の保険料等の負担金として、494万4,000円の増でございます。

それから、4款1項1目予備費でございます。繰越金の残額131万円を予備費に積むものでございます。

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第9号令和5年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1

号) についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号令和5年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第12、議案第10号令和5年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田稔君） 議案書の29ページをお開き願いたいと思います。

議案第10号令和5年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業会計補正予算（第1号）でございます。第1条、令和5年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条でございますが、予算第3条収益的支出の予算額を次のとおり補正する。これにつきましては、別紙の補正予算に関する説明書にて説明させていただきます。

3ページをお開き願いたいと思います。

補正予算に関する説明書の3ページの実施計画説明書でございますが、まずは収益的支出でございましたが、1款簡易水道事業費用1項営業費用3目総係費で、576万6,000円を減額するものでございます。この要因といたしましては、職員の人事異動による減額でございます。

次に、3項2目のその他特別損失でございまして、61万8,000円を減額するものでございます。これにつきましても、公営企業会計の移行に伴いまして、令和4年12月から今年の3月までの4か月分の職員の期末手当及び法定福利相当分のその他特別損失に予算計上しておりますことから、職員の人事異動に伴い、減額するものでございます。

このことから、4項1目の予備費で638万4,000円を増額するものでございます。

議案書に戻っていただきます。

議案書の第3条でございますが、予算第8条で定めた経費の金額を次のように改めるものでございます。

予算第8条に定めた議会の議決を得なければ流用できない職員給与費579万円を減額しまして、644万7,000円と改めるものでございます。

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第10号令和5年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号令和5年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

ここで、休憩といたします。再開を2時10分といたします。

（午後 1時55分）

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

休憩前に引き続き、会議を進めます。

（午後 2時10分）

◎意見書案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第13、意見書案第1号学校給食の無償化を求める意見書（案）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

今野議員。

○5番（今野幸子君） 意見書案第1号。

洞爺湖町議会議長、大西智様。

令和5年6月15日。

提出議員、今野幸子。

賛成議員、小林真奈美。

学校給食の無償化を求める意見書（案）について。

会議規則第9条第2項の規定により、上記議案を別紙のとおり提出します。

記。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、内閣官房長

官。

学校給食の無償化を求める意見書（案）。

急速に進展する少子化により、子ども・子育て施策への対応は先送りの許されない課題となっており、国においては、令和5年3月に取りまとめられた「子ども・子育て政策の強化について（試案）」を踏まえ、子ども未来戦略会議でさらなる検討が進められており、令和5年6月の「経済財政運営と改革の基本方針2023（仮称）」までに将来的な子ども予算倍増に向けた大枠を提示することとされています。

こうした中、子育て家庭が負担する教育費は、教材費や制服、体操服、学用品、修学旅行等の積立金、給食費など多岐にわたっており、とりわけ、学校給食実施状況等調査によると、全国平均で小学校が年間約4万9,000円、中学校が約5万6,000円と、給食費が大きな負担となっています。

加えて、物価高騰などで家庭の経済的負担を軽減する必要性も高まっています。

よって、国におかれては、子ども・子育て政策の重要性を「経済財政運営と改革の基本方針2023（仮称）」に明記した上で、自治体間の財政力の格差により、教育の根幹にかかわる給食制度の格差が生じることのないよう、次元の異なる子育て政策の象徴的な政策として、小中学校の給食費無償化を実現するため、所要経費の財源を国の責任において全額確保し、自治体に交付することを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年6月15日。

北海道虻田郡洞爺湖町議会議長、大西智。

○議長（大西 智君） 説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

2番、小林議員。

○2番（小林真奈美君） お願いします。意見書案第1号学校給食の無償化を求める意見書（案）について、賛成をする立場で討論します。

先日行われた一般質問とも重なるところがあるかもしれませんが、今回は洞爺湖町にはなく、国の責任において財源を全額確保して、自治体に届けることを強く要望する意見書を議員の皆さんにぜひ賛同していただくことを切望しております。

物価高騰で国民の暮らしはますます厳しくなっています。昨年11月に認定NPO法人キッズドアが行った物価高騰の影響把握のための緊急アンケートの結果には、かなり深刻な結果

が出ています。ファミリーサポートに登録し、年末年始に向けた食糧支援企画に申し込んだ家庭、1,846件が対象のアンケートでした。この調査結果のまとめの中、紹介しますと、物価上昇により家計が厳しくなったと回答した家庭が、ほぼ100%。特にとても厳しくなったという回答が7割を超えています。また、家計維持のために出費を減らしている項目は、食費、被服費、日用品費、娯楽費、光熱費などが多くありました。また、食事の変化としては、外食を減らした、おやつを減らした、肉、魚、野菜を減らしたという回答が多く、子どもの成長に必要な栄養が十分に得られなくなっている可能性がある、既に子どもの成長に悪い影響が出ているという回答が約半数に達しています。その中には、子どもに食べさせるために親の食事を減らしたり、抜いたりしているという回答も多く、保護者の健康も懸念されます。

また、子どもの学びや心身の発達への影響も深刻で、学校外の学びの機会や地域の活動への参加を減らした、友達と遊びに行くのを減らした、文房具や参考書等の購入を控えたという回答も目立ちました。

日本の子どもの7人に1人が総体的貧困、耳にするようになりました。さらに、ひとり親家族の総体的貧困率が48.1%、2世帯に1世帯、可処分所得が約127万円未満の総体的貧困にあるという調査結果も出ています。

その中で、2022年度までに学校給食費の恒久的な無償化に踏み切った地方自治体は、全国254自治体に上っています。また、検討している自治体も広がっていることは、住民の命と暮らしを守る自治体であれば当然のことかと思えます。

先日15日に行った一般質問でも学校給食費の無償化について質問しました。下道町長の答弁は、現段階では町独自の給食費に対する助成拡大について検討はしていないとの回答でした。この答弁について、私自身もかなり残念な気持ちはありましたが、一方ではほかの独自の子育て支援策を2,000万円ほどかけて実施していることを考えると、さらに年3,000万円ほどかかる給食費無償化の実施については、洞爺湖町にとってもかなり高いハードルかと思えます。その中で苦渋の選択をしている洞爺湖町の立場も分かる部分はありますが、実際に私が町民から聞いている中で、何とか給食費、無償にしてもらえないか、こういう話を聞きます。私も何とか実現の道はないかと考えるわけです。財政的に厳しい自治体においては、やりたくてもできない、優先順位が下がってしまっている、そうすると教育の地域格差が生まれてしまうのではないかと懸念されます。

憲法26条には、全て国民は法律の定めるところにより、その能力に応じて等しく教育を受ける権利を有する。2項、全て国民は法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育はこれを無償とする。また、教育基本法第4条、全て国民は等しくその能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない、人種、心情、性別、社会的身分、経済的地位または門地によって、教育上差別されない、教育の機会均等ですが、こうあります。経済協力開発機構OECDは、国内生産GDPに占める教育機関への公的支出の割合、2019年時点なのですけれども、これを発表し、日本は何と2.8%と、データの出ている加盟37か国中、36位だったという調査結果も出ています。本来ならば、自

治体の財政力によらず、全国どこでも等しく教育条件が整備され、教育を受ける権利が保障されるよう、国の責任で給食費無償化を支援することが必要かつ可能であると言えます。これは国の責任で実現すべきものではないかと考えるのです。

文部科学省による学校給食無償化に関する調査において、無償化の成果として、児童生徒は栄養バランスのよい食事摂取の意識向上、保護者には親子で食育について話し合う機会の増加、教職員においては食育の指導に関する意識向上が見られたと報告されています。学校給食の無償化は、学校給食法に規定する食育の推進に間違いなく寄与し、教育的効果が高い施策であることが明らかになっているのです。

学校給食費の無償化に消極的な自治体の根拠として、給食法の第11条に学校給食費は保護者負担と明記されていることが挙げられる場合があります。しかし、2018年12月6日、参議院、文教科学委員会での議員の質問に対し、当時の文部科学大臣は学校給食法第11条の規定は、1954年の文部事務次官通達のとおり、給食費の一部を補助することを禁止する意図はないこと、さらに地方自治体はその判断によって全額補助することを否定するものではないことと答弁を行い、無償化を否定する法的根拠を完全に否定しています。

今後も無償化を求める世論はさらに大きく広がり、各自治体からも支援を求める動きが活発になっていくことと考えます。今こそ子育て世代の経済的負担を軽減し、学校教育の柱の一つである食育を推進するために、国に対し学校給食の無償化を求めていきたいと考えます。

以上、議員の皆さんのご賛同を心からお願いいたしまして、私の賛成討論といたします。

ありがとうございました。

○議長（大西 智君） 小林議員、討論初めてかと思うのですけれども、なぜ賛成なのかというところをコンパクトにお示しされて討論をしていただければと思いますので、次はよろしくお願ひしたいと思ひます。

これで討論を終了いたします。

これから、意見書案第1号学校給食の無償化を求める意見書（案）についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行ひます。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（大西 智君） 起立、多数です。

したがって、意見書案第1号学校給食の無償化を求める意見書（案）については、原案のとおり可決されました。

◎意見書案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第14、意見書案第2号核兵器禁止条約への参加・署名・批准を行うことを求める意見書（案）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

2番、小林議員。

○2番（小林真奈美君） 意見書案第2号。

令和5年6月15日、洞爺湖町議会議長、大西智様。

提出議員、小林真奈美。

賛成議員、今野幸子。

核兵器禁止条約への参加・署名・批准を行うことを求める意見書（案）について。

会議規則第9条第2項の規定により、上記議案を別紙のとおり提出します。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣。

核兵器禁止条約への参加・署名・批准を行うことを求める意見書（案）。

人類史上初めて核兵器を違法とする国際法である核兵器禁止条約が発効して2年以上が経過しました。被爆者の長年の訴えが世界の国々を突き動かして実現した禁止条約は、2023年1月時点で、92の国と地域が署名、68か国が批准しており、「核なき世界」を求める声広がっています。

条約は、核兵器について破壊的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪して、これに「悪の烙印」を押しました。開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇に至るまで、核兵器にかかわるあらゆる活動を禁止し、「抜け穴」を許さないものとなっています。

また、条約は、核保有国の条約への参加の道を規定するなど、核兵器完全廃絶への枠組を示しています。同時に、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記され、被爆国、被害国の国民の切望に応えるものとなっています。核兵器禁止条約は核兵器廃絶につながる画期的なものです。

2022年2月24日、ロシアのプーチン大統領は、ウクライナへの軍事侵略に合わせて、「ロシアは世界で最も強力な核保有国の一つだ。我が国を攻撃すれば壊滅し、悲惨な結果になる」と核兵器による威嚇を行いました。核兵器がいかに人類の生存を危うくするのかが明白になり、核兵器の使用を防ぐことが強く求められるようになっていきます。今こそ、日本政府が核兵器の使用を許さず、全面的に禁止する先頭に立つために、核兵器禁止条約への参加・署名・批准を行うことを強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年6月15日。

北海道虻田郡洞爺湖町議会議長、大西智。

○議長（大西 智君） 説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） なければ、次に、原案に賛成者の発言を許します。

5番、今野議員。

○5番（今野幸子君） 意見書案第2号核兵器禁止条約への参加・署名・批准を行うことを求める意見書（案）に賛成の立場で討論します。

78年前の8月、広島、長崎に原爆が投下され、想像を絶する被害を受けた日本の被爆者の方々の先頭で核兵器の非人道性を世界に訴え、核兵器廃絶と恒久平和を主要な目的として活動を続け、本条約の成立に貢献してまいりました。

核兵器廃絶国際キャンペーンは、2017年のノーベル平和賞を受賞しました。これは核兵器廃絶を願う日本だけではなく、世界中の人の思いの表れでもあります。

当条約は、核兵器の開発や使用など、禁止をめぐる討論にも耳を傾け、条約の批准国以外の国へも締約国会議への参加を求めています。NATO加盟国などへ議論の内容を伝える橋渡し、そういった役を担うことができると、核保有国の条約への参加の道を示しています。

22年6月21日の締約会議、これには条約に参加していないNATO加盟国のドイツやベルギー、オランダなど、少なくとも29か国がオブザーバーとして出席しています。被爆国として訴えきれないほどの実体験をとおした情報や資料があり、核が人間の尊厳も何もかも奪い取り、なお何十年にもわたって苦しめ続けている、このことを全世界に先頭に立って訴え、核廃絶に力を尽くすことは、被爆国の日本としての責務と考えます。

このようなことから、意見書案第2号核兵器禁止条約への参加・署名・批准を行うことを求める意見書（案）に賛成します。

○議長（大西 智君） これで、討論を終了いたします。

これから、意見書案第2号核兵器禁止条約への参加・署名・批准を行うことを求める意見書（案）についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大西 智君） 起立、少数です。

したがって、意見書案第2号核兵器禁止条約への参加・署名・批准を行うことを求める意見書（案）については、否決されました。

◎意見書案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第15、意見書案第3号学校における教員不足と長時間過密労働解消のために基礎定数改善による正規教員増を求める意見書（案）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

2番、小林議員。

○2番（小林真奈美君） 意見書案第3号。

令和5年6月15日。

洞爺湖町議会議長、大西智様。

提出議員、小林真奈美。

賛成議員、今野幸子。

学校における教員不足と長時間過密労働解消のために基礎定数改善による正規教員増を求める意見書（案）について。

会議規則第9条第2項の規定により、上記議案を別紙のとおり提出します。

記。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣。

学校における教員不足と長時間過密労働解消のために、基礎定数改善による正規職員増を求める意見書（案）。

文部科学省によれば、令和3（2021）年度、始業時に公立学校全体で2,558人もの教育不足が発生しています。その後も、産・育休などの代替教員が見つからず、児童生徒が自習を余儀なくされたり、管理職が担任したりする事例が頻発しています。欠員分の業務をカバーする教員の過重労働は病気休暇や離職につながり、教員不足を深刻化させるという負の連鎖が止まりません。

その主な要因は、教員雇用の非正規依存が進み教員供給が不安定化したことにあります。令和3（2021）年度の公立学校教員の非正規率は、小・中・高校ともに20%に迫り、特別支援学校は実に22.4%でした。その背景には、義務教育費国庫負担率の2分の1から3分の1への縮減など、2000年代以来の教職員給与費制度の改変も影響しています。

また、教員の長時間過密労働の表面化による教職希望者の減少も教員不足の要因となっています。小学校教諭の33.4%、中学校教諭の57.7%は月80時間以上時間外労働の「過労死ライン」を超えて働いており、精神疾患による休職者は、令和3（2021）年度に過去最多の5,897人を記録しました。授業準備時間も不十分なままに指導し続ける過密労働は、学校教育に対する不振を招く結果ともなっています。こうした教育現場の実態を早急に改善し、教員の人権を擁護することは喫緊の課題です。

教員不足と長時間過密労働を解消すること、子どもの学習権を保障すること、この両立のためには正規教員を増やすことが不可欠です。しかし、近年の定数改善は若干の加配定数増が中心の小規模なものにとどまっています。正規教員増には、義務標準法の算定方法（標準学級数×乗ずる数における「乗ずる数」の数値）を改正して学級担任外教員数を増やし、各教員の授業担当コマ数を減らすことが効果的です。「乗ずる数」を1.25倍に改善するだけで、教諭の週平均授業担当コマ数を小学校なら1日平均4コマに、中学校なら1日平均3コマに減少させられます。そのために必要な予算額は約9,800億円で、これは現実的な政策と言えます。

令和3（2021）年に小学校全学年に35人学級制が41年ぶりに実現しましたが、諸外国と比

べ35人はもはや「少人数学級」とは呼べず、中学・高校はいまだ40人学級のままです。「乗
ずる数」に至っては、平成5（1993）年以來30年間改正されず、教育ニーズが増大する教育
現場の実態に合わなくなっています。（高校標準法は、収容定員数を「除すべき数」で割
ることで標準教員数を算定）。

よって、教員基礎定数の算定方式を改善し、正規教員を抜本的に増やすため、以下のこと
を求めます。

1、公立小中学校・高等学校の学級編制標準を改正し、少人数学級制をさらに拡充するこ
と。

2、「乗ずる数」「除すべき数」の数値を改正し、教員の授業担当コマ数の軽減を行うこ
と。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年6月15日。

北海道虻田郡洞爺湖町議会議長、大西智。

○議長（大西 智君） 説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） なければ、次に、原案に賛成者の発言を許します。

5番、今野議員。

○5番（今野幸子君） 意見書案第3号学校における教員不足と長時間過密労働解消のために、
基礎定数改善による正規教員増を求める意見書（案）について、賛成の立場で討論します。

教員の過密労働の解決は決して教員のためだけではありません。過労死ラインと言われる
月80時間を超える労働をしても、なおそれでも教材準備の時間が十分に取れない、そういつ
た事例が多く上がっています。これは小中学校の教員の悩みのトップにも挙げられています。
教材の準備が不十分のままでは、分かりやすい授業や子どもたちの意欲を引き出せる、そう
いった授業も難しくなり、子どもたちにとっては学習をする権利を適切に与えられていると
は言えないものになってしまいます。また、学習面だけではなく、子どもたちの異変などに
気付きにも影響してまいります。教員がけがや病欠など、しかし代替が見つからず、ほぼ自
習が2か月続いたという例も挙げられていました。

教員不足や過密労働の解消は、子どもの学習権を保障し、教育活動を充実させること、こ
の両立させるには正規教員増は不可欠です。

このため、教員基礎定数の算定方法の改訂で学級担任以外教員を増やし、そして持ちコマ
数を減らす、そうすることによって空きコマができますので、その時間を有効に活用するこ

とができます。

1971年の給特法は、教員の特殊性から、当時残業時間8時間に当たる給与の4%を給与に上乘せする代わりに残業代や休日手当は支払わないと定められ、2019年一部変更されたものの、残業時間の上限が減りましたが、学校での残業が減っただけで持ち帰る仕事は2016年よりも増えています。支払われていない残業代、これを試算すると約9,000億円が必要、これは文科省の試算で出されています。こういった教員を増やし、コマ数を減らす費用、9,800億円、これを考えると、できない、実現可能な金額と言えます。

子どもたちにもよい環境を与えられるようになることを考えることから、このような意見書（案）第3号学校における教員不足と長時間過密労働解消のために、基礎定数改善による正規教員増を求める意見書（案）に賛成します。

○議長（大西 智君） これで討論を終了いたします。

これから、意見書案第3号学校における教員不足と長時間過密労働解消のために、基礎定数改善による正規教員増を求める意見書（案）についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大西 智君） 起立、少数です。

したがって、意見書案第3号学校における教員不足と長時間過密労働解消のために、基礎定数改善による正規教員増を求める意見書（案）については、否決されました。

◎承認第1号議員の派遣について

○議長（大西 智君） 日程第16、承認第1号議員の派遣についてを議題といたします。

議員派遣の件については、お手元に配付のとおりであります。

お諮りいたします。

原案のとおり、派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、原案のとおり、派遣することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（大西 智君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

明日から9月の定例日の前日までは休会となっておりますので、ご承知願います。

本日は、これをもって散会いたします。

（午後 2時51分）

会議の経過は以上のとおり相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員